	③日本文化を学ぶ機会の提供	
10 備考		

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　１欄は、報告を行おうとする技能実習事業年度について記載すること。
3　３欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習実施者における技能実習を終了（実施困難時届出書を提出した場合を含む。）した技能実習生及び報告対象技能実習事業年度末に技能実習を行っている技能実習生について記載すること。
4　４欄は、報告対象技能実習事業年度内に技能実習の各段階を修了し、又は修了する予定であった技能実習生について記載すること。したがって、報告対象技能実習事業年度内に受検した者であっても、その段階の技能実習の修了予定が次技能実習事業年度の場合は、次技能実習事業年度分の本報告書に計上すること。
　また、やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合など、実習実施者や監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。
5　５欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
6　６欄の①は、３欄の記載の対象となる報告対象技能実習生について、１名当たりの平均を算出した上で記載すること。なお、支給総額は、税等控除前の支給額をいい、現金支給額ではないことに注意すること。
7　６欄の②は、３欄の記載の対象となる報告対象技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に第２号技能実習又は第３号技能実習への移行があった者について、移行前後の基本給（基本賃金等の固定的給与）を算出し、１名当たりの平均を記載すること。
8　６欄の③は、３欄の記載の対象となる報告対象技能実習生について、１名当たりの平均を算出した上で記載すること。
9　７欄は、報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった技能実習生について記載し、行方不明率については、３欄の記載の対象となる報告対象技能実習生を分母として算出し記載すること。
10　８欄は、他の実習実施者が技能実習を行わせていた技能実習生のうち、新たに技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせることとなった者について記載すること。
11　９欄は、各項目について該当するものがあれば概要欄に記載した上、その内容が分かる別紙を必要に応じ添付すること。
12　10 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
13　第３号技能実習を行わせている実習実施者又は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 16 条第２項の規定の適用を受ける実習実施者については、同令第 15 条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。